工事名	令和4年度　穂高認定こども園　排煙窓オペレーター更新工事
工事場所	安曇野市　穂高認定こども園　　**金抜設計書**

工事概要	施 工 方 法	請　　負
・穂高認定こども園の排煙窓開閉オペレーター更新工事 ・ハンドルボックス　計18台の交換工事 ・ワイヤー交換、調整 ・ドアクローザー　　計1箇所の交換工事	施 工 期 間	契約日から 令和5年3月29日
	担　当　課	こども園幼稚園課　保育幼稚園担当
	工事担当課	財産管理課　施設経営担当

番号	名　　称	規　　格	数　量	単位	単　価	金　額	摘　　要
	令和４年度　穂高認定こども園　排煙窓オペレーター更新工事						
Ⅰ	建築主体工事		1	式			
	直接工事費計						
Ⅴ	共通仮設費		1	式			
Ⅵ	現場管理費		1	式			
Ⅶ	一般管理費		1	式			
	諸経費計						
	計						
Ⅷ	消費税相当額		1	式			
	総合計						

番号	名　　称	規　　格	数　量	単位	単　価	金　額	摘　　要
I	建築主体工事						
1	直接仮設工事		1	式			
2	オペレーター修繕工事		1	式			
3	ドアクローザー交換		1	式			
	項目計						

1	直接仮設工事						
	床養生費	遊戯室	30.0	㎡			
	作業足場	遊戯室　くさび足場１か月	120.0	㎡			
	作業足場	自走式リフト　巣直型６ｍ	2.0	日			
	清掃・片付け		140.0	㎡			
	細目計						

2	オペレーター修繕工事						
	ハンドルBOX交換	保育室等9台　遊戯室9台	18.0	台			
	ワイヤー	300m相当	1.0	式			
	交換調整		1.0	式			
	細目計						

3	ドアクローザー交換						
	ドアクローザー	RYOBI　S202P	1	セット			
	交換調整工事		1	式			
	細目計						

令和4年度　穂高認定こども園排煙窓オペレーター更新工事
位　置　図

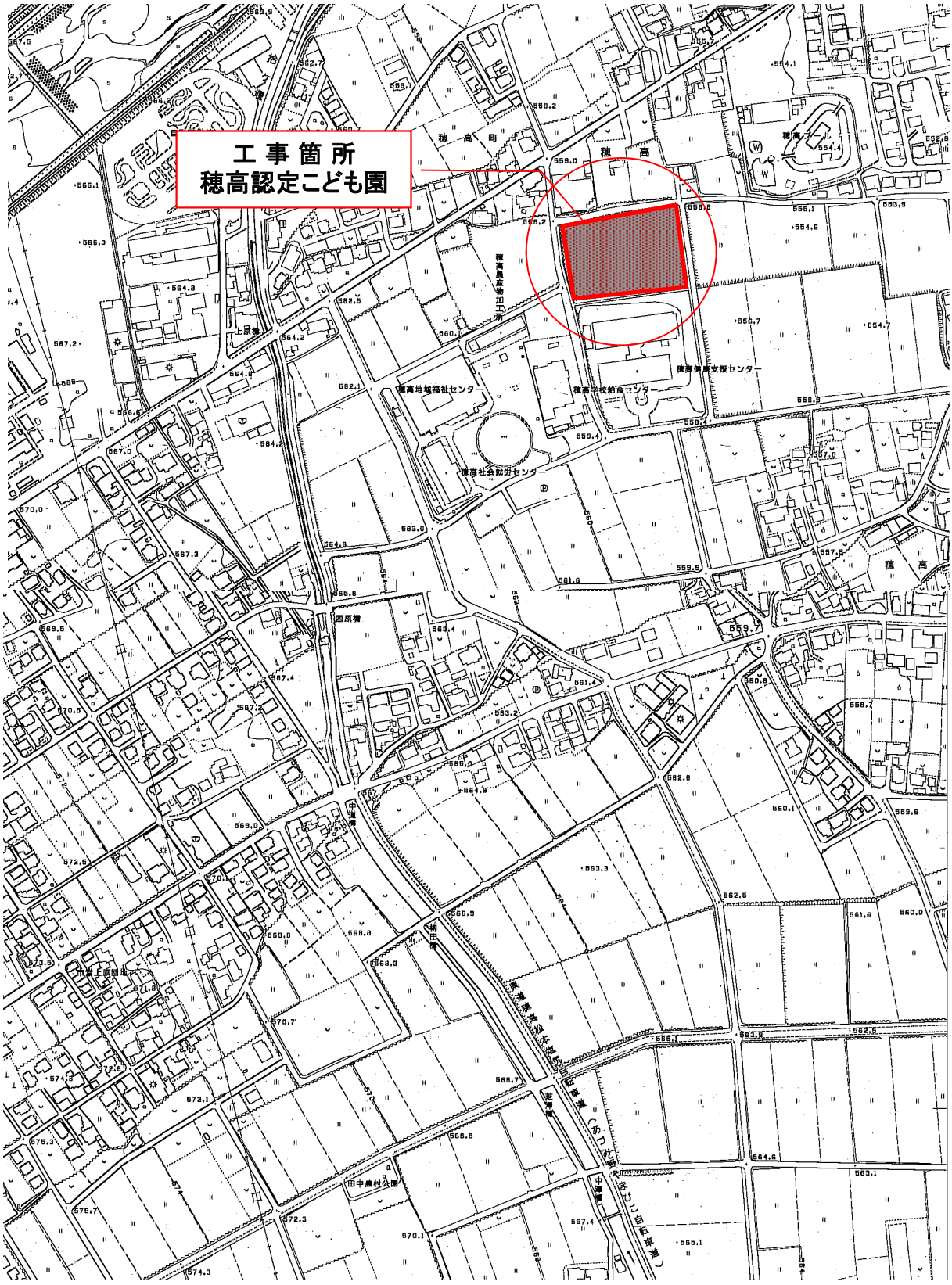
工事箇所
穂高認定こども園
穂高町
穂高
穂高地域福祉センター
穂高学校給食センター
穂高障害者支援センター
穂高社会就労センター
穂高
穂高
西原橋
中堀橋
堀田橋
田中農村公園
東通穂高環状線
(一般県道)
(かつみ野回転線道)
穂高
穂高
穂高

現　場　説　明　書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

１．件名（工事名称）

令和４年度　穂高認定こども園　排煙窓オペレーター更新工事

２．工事場所：　安曇野市　穂高認定こども園

３．工事概要：　・穂高認定こども園の排煙窓開閉オペレーター更新工事
ハンドルボックス　計 18 台の交換工事
ワイヤー交換・調整
ドアクローザー　　計　１箇所の交換

４．一般事項について

(1)現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。」）によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2)設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

(3)工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

(4)工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

５．本工事における特記事項

(1) 工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所･面積
資材置場	敷地内
駐車場	同上敷地
現場事務所	同上敷地

(2)　園児・教員及び施設の利用者の安全に対して、十分配慮すること。

(3)　施設に係る支障事項は、事前に施設管理者へ報告を行い、作業内容等十分な配慮を行うこと。

(4)　契約後に提示する行事及び下記（5）に記載した事項を確認・協議して工程を計画すること。また、可能な限り工事期間の短縮をすること。

(5)　更新工事については、原則、休園日(日曜日、祝日)に行う。ただし、あらかじめ施設

管理者及び監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(6) 園内で他工事がある場合は適宜調整すること。

(7) 工事着手前に事前のお知らせをおこなうこと。また看板等を設置して、工事内容の周知を行うこと。

(8)新型コロナウイルス感染症対策は十分に講じること。

~~6．本工事に関連する別途発注工事の予定~~

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

~~・本工事に近接・競合する工事の予定~~

発注機関				

~~・改修工事における工事個所の順番は図のとおり。~~

~~・この工事は執務並行型の工事である。~~

7．安全対策関係

~~① 交通誘導警備員~~

~~受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第４条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。~~

~~② 安全施設~~

~~発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり。~~受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。（任意仮設）

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときは設計変更の対象とする。

8．工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

9．その他

火災保険等への加入について

火災保険等加入期間については、請負契約後から契約工期末日後 14 日までとする。

高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、下記の「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはＡ４版とする。

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

１．保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

２．各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

(1)公共事業労務費調査等

(2)資材調査、建設副産物実態調査等

３．工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

４．被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

５．~~工事実績情報サービス（CORINS）の登録について~~

~~(1) 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事実績情報サービス（CORINS）の登録をすること。~~

~~(2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。~~

~~① 工事受注時契約締結後10日以内~~

~~② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内~~

~~③ 工事完成時工事完成後10日以内~~

６．施工体制台帳に係る書類について

(1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。

(2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。

(3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。

・１日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約

・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合

・クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

７．主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）

② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③ エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

８．産業廃棄物等の取扱い

(1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。

(2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。

(3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、ﾏﾆﾌｪｽﾄA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

~~９．再生資源利用促進計画書等~~

~~「資源の有効な利用の促進に関する法律」(ﾗｰｼﾞﾘｻｲｸﾙ法)に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。~~

~~また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。~~

~~対象工事：ﾗｰｼﾞﾘｻｲｸﾙ法に規定する一定規模以上の工事~~

~~作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。~~

~~※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス~~

10．安全対策関係

(1)工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。

(2)安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

(3)足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きや

すい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11．環境対策関係

(1)現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。

(2)夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。

(3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。

(4)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12．過積載の禁止

(1)工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。

①積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。

②過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。

③過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

④資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輌及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輌からの資機材等の引き渡しを受けないこと。

⑤下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輌を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

⑥飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。

~~⑦土砂等の運搬に関する事業者の選定に当っては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。~~

(2)以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

~~13．セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について~~

~~(1)セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。~~

~~(2)セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。~~

~~(3)六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壌環境基準を超えないことを確認する。~~

~~14．アスベスト建材使用箇所等の事前調査~~

~~(1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、~~

~~図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。~~

~~報告書の記載内容~~

~~① アスベスト材料の種別~~

~~② アスベスト形状、飛散可能性の有無~~

~~③ 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率~~

~~なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。~~

~~(2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。~~

15. 建設業退職金制度について

(1)工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

(2)工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

~~(3)請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後１ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。~~

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

(1)工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。

(2)工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。

(3)下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

~~17. 再資源化及び再生資源等使用状況~~

~~工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。~~

~~18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について~~

~~受注者は、Ｉ類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コ~~

~~ンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。~~

~~ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。~~

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

添付書類

・工事記録（工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報）

・工事打合わせ記録簿（当月分）

・工事写真(工事の進捗状況がわかるものを数枚)

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

① 完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

② 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ. 完成写真を公表すること。

ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

~~23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について~~

~~受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。~~

~~高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはＡ４版とする。~~

令和４年度

穂高認定こども園　排煙窓オペレーター更新工事

令和4年度　穂高認定こども園　排煙窓オペレーター更新工事　仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　　安曇野市穂高９１７５

2．敷地面積（㎡）　―

3．工事種目　　排煙窓オペレーター等更新

建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(㎡)	延面積(㎡)
穂高認定こども園	改修	鉄骨造	1階				

Ⅱ 建築工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成25年版」（以下「改修標仕」という。）により、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成25年版」（以下「標仕」という。）、及び「建築物解体工事共通仕様書・同解説　平成18年版」（以下、「解体共仕」）による。

（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。

2．特記仕様

（1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。

（2）特記事項は、○印のついたものを適用する。

○印の付かない場合は、※印のついたものを適用する。

○印と◎印のついた場合は、共に適用する。

（3）特記事項に記載の（．．）内の表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）特記事項に記載の［．．］内の表示記号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（5）特記事項に記載の＜．．＞内の表示記号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	◎ 適用基準等	◎建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ◎敷地調査共通仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ◎建築鉄骨設計基準　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ◎工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ◎安曇野市建築工事の手引　安曇野市企画財政部監修 ◎公共建築改修工事標準仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ◎木造建築工事標準仕様書　国土交通省大臣官房営繕部監修（最新版） ◎建築物解体工事共通仕様書・同解説　国土交通省大臣官房営繕部監修（最新版） ◎建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）　建設省建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修 ◎長野県建設リサイクル推進指針
	2. 品質計画	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による　[1.2.2] ※風速（Vo=　　） ※地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ） ※積雪区分　建告示第1455号　別表（　）
	3. 電気保安技術者	※適用する　　・適用しない　(1.3.3)
	4. 施工条件明示項目	・　(1.3.5)
	5. 発生材の処理等	※別紙解体工事仕様書による　・構外搬出適正処理　(1.3.8) また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。 ・引渡しを要するもの ・再生資源の利用を図るもの
	6. 特別な材料の工法	改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
	7. 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※図示　(1.5.2) 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示　・　(1.5.3)
	8. 技能士	※ 適用する（一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。）　(1.6.2) ・適用しない

適用工事種別	技能検定作業
防水改修工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・ｳﾚﾀﾝ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業　・左官　・建築板金（内外装板金作業）
外壁改修工事	・左官　・ﾀｲﾙ張り　・塗装（建築塗装作業）　・樹脂接着剤注入作業
建具改修工事	・建具製作　・ｻｯｼ施工　・ｶﾞﾗｽ施工　・自動ﾄﾞｱ施工
内装改修工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ工事作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業　・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） ・表装（壁装作業）　・建築大工　・ﾀｲﾙ張り　・左官
塗装改修工事	・塗装（建築塗装作業）
耐震改修工事	・鉄筋施工（鉄筋組立作業）　・型枠施工　・とび
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	・ﾌﾞﾛｯｸ建築 ・ｺﾝｸﾘｰﾄｼﾞｬﾊﾞﾈﾙ施工
石工事	・石材施工（石張り作業）
組積工事	・造園

	9. 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
	10. 設計GL	※図示　○設計GL○現状GL
	11. 化学物質の濃度測定	測定方法　※ﾊﾟｯｼﾌﾞ法（拡散法）　・ｱｸﾃｨﾌﾞ法（吸引法）　[1.5.9] 検査機関 ※環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者 測定物質 ※ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ　※ﾄﾙｴﾝ　※ｷｼﾚﾝ　※ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ｽﾁﾚﾝ 測定個所（室） 計　個所 ※試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会いの下に行う。

化学物質の室内汚染濃度指針値

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ﾄﾙｴﾝ	ｷｼﾚﾝ	ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ｽﾁﾚﾝ	備考
0.08ppm	0.07ppm	0.20ppm	0.88ppm	0.04ppm	0.05ppm	

	12. 完成図等	※作成する　(1.8.1～1.8.3)(表1.8.1) ※完成図（※設計図書で示したもの全て　・標仕表1.7.1による　・監督員の指示による） 作成方法　※原図一用紙　※ｵｰﾄﾊﾞｯｸﾞﾊﾟｰﾊﾟｰA1　・　） 作図方法（※CADで作成し出力　・　） ※製本（原図の白焼き、見開きA2版2つ折り（2部））表紙　背表紙文字入れ ※CADデータ（※CD-R（3部）　文字入れ　）うち１部は設計監理者へ ※保全に関する資料（2部）
	13. 完成写真	下記のものを監督職員に提出する。原版は撮影業者の保管とする。

分類・規格	撮影箇所数	部数	写真のサイズ（㎜）
※ カラー写真	外部（　）内部（　）	※2　・	※ ｷﾔﾋﾞﾈ版　・ｻｰﾋﾞｽ版
・パネル（木製枠）	外部（　）内部（　）	※2　・	※ 半切　・全紙
・カラースライド	外部（　）内部（　）	※1　・	24×36以上
※ 電子データ	外部（　）内部（　）	※2　・	※428万画素以上 ※350dpi以上

電子データは、ﾌｨﾙﾑｽｷｬﾝのうえRGB各8ﾋﾞｯﾄ（ﾌﾙｶﾗｰ）、JPEG形式最高画質（100%画質）とし、CD-Rにて提出とする。
撮影業者　※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者
撮影箇所、枚数については協議とする

	14. 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び品質を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及び製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 なお、(社)公共建築協会で発行する「建築材料・設備材料等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」に指定された材料については上記(1)～(6)に該当するものとする。 また、銘柄欄に商品名が記載された材料については、当該商品同等の性能を有するものとし、監督職員の承諾を受けた材料とする。
	15. 化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、構造用ﾊﾟﾈﾙ、集成材、単板積層材、MDF、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、その他の木質建材、ｺﾘｱ樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤はﾌｪﾉｰﾙ樹脂ﾌﾞｰﾏｰﾌﾘｳﾑ及びﾌｪﾉｰﾙ樹脂ﾌﾞｰﾀﾞｰｽﾁﾚﾝｵｲﾙを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (4)塗料はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (5)上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 規制対象外 ①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a．非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない材料使用 d．ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料等使用 e．非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料使用 f．非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料等使用 第三種 ①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのEo規格品 ④旧JASのFco規格品

② 仮設工事	◎ 足場その他	内部足場　種別　※脚立、足場板等　○くさび足場及び昇降式作業台等　(2.2.1) 外部足場　種別　※A種（手すり先行工法）・B種　・C種　・D種　(2.2.1)(表2.2.1) 防護シートによる養生　※行わない　・行う 材料、搬去材料等の運搬　・A種　※B種　・C種　・D種　・E種　(2.2.1)(表2.2.1)
	◎ 養生	既存部分の養生　※ビニルシート等　・　(2.3.1) 既存家具等の養生　※ビニルシート等　・ 固定家具等の移動　※行わない　・行う（図示）
	3. 仮設開口廻り	(2.3.2)(表2.3.1)

種別	下地	仕上材（厚さ　㎜）	充てん材	塗装
・A種	※軽量鉄骨	・合板（※9.0　・　）		※無し
・B種	・木下地	※せっこうボード（※9.5　・　）	厚さ　㎜	・有
※C種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	※合板張り程度 ※片面フラッシュ程度		※無し ・有り

	4. 監督職員事務所	※ 設ける　○設けない　(2.4.1)(表2.4.2) 規模　※10㎡程度　・20㎡程度　・（　）
	5. 工事用水	構内既存の施設　○ 利用できる（※ 有償　・無償）　※ 利用できない
	6. 工事用電力	構内既存の施設　○ 利用できる（※ 有償　・無償）　※ 利用できない
3	防水工事　省略	
4	外壁改修工事　省略	
⑤ 建具改修工事	○ 改修工法の適用	(5.1.3)

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
○アルミニウム製建具		・	・	※建具表による　・図示
・鋼製建具	・外部	・	・	※建具表による　・図示
	・内部	・	・	※建具表による　・図示
・鋼製軽量建具		・	・	※建具表による　・図示
・ステンレス製建具		・	・	※建具表による　・図示

	2. 見本の製作等	・特殊な建具の仮組（建具番号：　）　(5.1.5)
	3. 防犯建物部品	・適用する（　）　(5.1.7)
	4. アルミニウム製建具	外部に面する建具　(5.2.2)(表5.2.1) 耐震ドアセット　・防音サッシ　・適用する　遮音性の等級（　） 耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性の等級（　） 断熱ドアセット　・断熱サッシ　・適用する　断熱性の等級（　） 表面処理　※Ｂ－１　・Ｂ－２（※ﾌｯ素系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ）　(5.2.4)(表5.2.2) 屋内建具 表面処理　※Ｃ－１又はＢ－１　(5.2.4)(表5.2.2) ・Ｃ－２又はＢ－２（※ﾌｯ素系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ）

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(㎜)	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	※Ａ－３	※Ｗ－４	※７０	※図示
・Ｂ種	Ｓ－５	・	・		
・Ｃ種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	１００	

	5. 網戸	省略　(5.2.3)
	◎ 鋼製建具	簡易気密型ドアセットの適用は特記による　(5.3.2)(表5.3.1) 耐風圧性の適用は建具表による 特定防火設備の戸　・適用する　(5.3.4) ○ＤＣ交換
	7. 鋼製軽量建具	簡易気密型ドアセットの適用は特記による　(5.4.2)
	8. ステンレス製建具	省略
	9. 自動ドア開閉装置	省略
	10. 自閉式上吊り引き戸装置	省略
	11. 木製建具	
	12. 建具用金物	マスターキー　※製作する　・製作しない　(5.6.4) 建具金物の種類　(5.6.2)(5.6.3)(表5.6.1)(表5.6.2) 錠前類は、シリンダー箱錠（レバーハンドル）とする。 なお、錠前類は建具製作所の指定のものとし、監督職員の承諾を受ける。 吊金物 ・丁番（内部建具については、軸を鉄芯としてもよい）　・ピボットヒンジ
	13. ガラス	※建具表による　(5.12.2) ・ガラスブロック積み（※図示） ガラスブロック　品質JIS A5212によるもの　(5.12.5)

寸法（㎜）	色調	パターン	防火認定
	※クリア　・熱線反射		※無し
	・乳白　・カラー（　）		・有り

	14. ガラス留め材及び溝	ガラス留め材　(5.12.2)(表5.12.1)

建具の種類	材質
アルミニウム製	※シーリング材　・ガスケット（ＦＩＸ部はシーリング材）
鋼製及び軽量鋼製	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。
板ガラス厚さの決め込み溝の大きさ　(5.12.3)
改修標仕5.12.3以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は、(社)日本建築学会JASS17ガラス工事「3.1納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員に提出し、承認を受ける。

	15. ガラス用フィルム	

名称	種類	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	第２種	※内張り　・外張り	飛散防止率　Ｄ１

品質JIS A5759による

	16. 重量シャッター	省略
	17. 軽量シャッター	省略
	18. オーバーヘッドドア	省略
	19. かぎ箱	省略
6	内装改修工事	省略
7	塗装改修工事	省略
8	耐震改修工事及びそれ以外の躯体改修工事	省略
9	環境配慮（グリーン）改修工事	省略

⑪ 工事現場の環境改善・建設副産物及びISO 14001関係	1. 工事現場の環境改善について	工事現場のイメージアップ ・仮囲い周辺の美化　・ 地域住民への情報提供 ・完成予想図の設置　・情報掲示板の設置　・パンフレットの作成 地域住民とのコミュニケーション ・現場見学会の開催　・ 住民に対する災害防止関係 ・現場出入口周辺への誘導員の配備　・
	◎ 産業廃棄物の取扱いについて	(1)解体工事を伴う場合は、別添の解体工事仕様書によること。 (2)廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。 (3)廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施行前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図を監督員に提出すること。 (4)しゅん工したときは、積込み状況の写真、処分状況の写真、ﾏﾆﾌｪｽﾄA4票、B2票、D票並びにE票の写しを監督員に提出すること。 （ B2票及びD票はﾏﾆﾌｪｽﾄ交付90日（特別管理産業廃棄物は60日）、E票は180日以内に提出するものとし、工期内に提出できない場合は、監督員と協議すること。）
	3. 再生資源利用促進計画書等について	「再生資源の利用の促進に関する法律」（以下「リサイクル法」という。）に基づき、請負者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を提出し、監督員の承諾を受けること。 また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を提出すること。 対象工事：リサイクル法に規定する一定規模以上の工事又は工事規模が１千万円以上の工事
	◎ ＩＳＯ 14001関係	(1)現場で使用する機械は、低騒音、低振動、低排ガス型施工機械とすること。 (2)夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。 (3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。 (4)地盤改良によって、周辺への水質、土壌など地下水に影響を与えるおそれがある場合は監督職員と協議を行うこと。 「参考資料」：平成12年３月24日付、建設省技調発第49号、同営建発第10号（改正平成13年4月20日） 「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」 (5)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。
	5. 通積載の禁止	資機材の運搬にあたっては、運搬車両の最大積載量を把握し過積載を行わないよう計画すること。また、飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
11 その他	◎ 保険等	(1)本建築引渡しまで請負者は工事目的物、工事材料等について火災保険を掛けなければならない。 (2) 工事期間中請負者の責任において労災保険に加入し、その負担は請負者とする。
	◎ その他	(1)暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。 (2)　工事請負額が５００万円以上の工事については、工事実績情報（工事カルテ）の登録をすること。 （ただし工事請負代金額５００万円以上２，５００万円未満の工事については、受注時・訂正時のみ登録するものとする。） 登録する場合は、あらかじめ監督職員の確認を受け、次に示す期間内に(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。 なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 ① 工事受注時　　契約締結後１０日以内 ② 登録内容の変更時　　変更契約締結後１０日以内 ③ 工事完成時　　工事完成後１０日以内 （ 連絡先：（財）日本建設情報総合センター　℡03-3505-2973 ） (3)下請負契約締結後、速やかに下請人通知書を提出すること。 (4)現場施行体制において、請負者は施工体制台帳を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、監督職員に写しを提出すること。 また、工事現場における施工の分担関係を明示した「施工体系図」を作成し、これを工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。 ※施工体制台帳に記載すべき内容 ・建設業法施行規則　第１４条の２第１項に掲げる事項 ・安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名 (5)下記業種等については、建設工事に関連性をもち、元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため施工体制台帳、施工体系図、契約書及び下請負人通知書等整備すること。また、下記業種同等と考えられるものについても、同様に整備すること。 ・交通整理員、ガードマン ・産業廃棄物処理業者 ・ダンプ運転（１人親方のダンプ運転手） ・１日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約 ・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等日々の単価契約で行っているもの ・クレーン等の重機オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合 ・他の会社から応援者を借上げ、請負契約を締結した場合（臨時雇用関係である場合を除く） (6)本工事について、公共工事労務費調査、資材調査、建設副産物実態調査等の調査依頼を受けた場合は、これに協力すること。 (7)施行途中において、検査担当職員及び発注機関の長が指定する職員による、抜打ち検査を実施する場合においては、これに協力すること。

工事名称	令和４年度　穂高認定こども園　排煙窓オペレーター更新工事		
図面名称	工事特記仕様書　（１）	検印欄 / 検印欄	年月日
			図面番号　A-01

概 要 書

敷 地 概 要

地名地番	安曇野市　穂高　9175　9176-1,2,3,4　9177-1,2,3,4	道　路	北側　市道　穂高　２０４２号線
	9178　9179　9180		巾員　５．８ｍ　接道長　１０５ｍ
住居表示	安曇野市　穂高　９１７５番地		東側　市道　穂高　２４５７号線
			巾員　２＋７．２ｍ　接道長　７２ｍ
敷地面積	８，０８６．２０ ㎡		
		高さ制限	１０ｍ以下
用途地域	無指定		
		その他	安曇野市景観条例　田園環境地域
地区地域	なし		
防火地域	なし		
容積率	６０%		
建ペイ率	１００%		

建 物 概 要

建物名称	安曇野市立穂高認定こども園		既存園舎	増築部分	既存園舎＋増築	プール棟1	プール棟2	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ倉庫					
				給食棟	計	既存	既存	既存	既存計	合計			
建物用途	保育園　用途区分記号　０８１８０	構　造	鉄骨構造	鉄骨構造	鉄骨構造	補強ＣＢ造	補強ＣＢ造	鉄製既製品					
			大断面集成材										
工事種別	増　築	耐火の区分	ロ準耐－１	ロ準耐－２		その他	その他	その他					
構　造	鉄骨構造	階　数	平屋建て	平屋建て	平屋建て	平屋建て	平屋建て	平屋建て					
	準耐火構造　ロ準耐－２　屋根　不燃材料以上												
	外壁　準不燃材料以上	延床面積	1,472.54	197.80	1,670.34	35.84	20.94	2.16	58.94	1,729.28	㎡		
	柱・梁　不燃材料以上												
	延焼の恐れ部分　開口部　防火設備	建築面積	1,701.67	197.80	1,899.47	35.84	20.94	2.16	58.94	1,958.41	㎡		
階　数	平屋建て												
		最高の高さ	8.325	6.000	8.325	3.800	3.800	2.200	3.800		m		
		最高の軒高	8.150	5.430	8.150	2.900	2.900	2.200	2.900		m		

工 事 概 要

園舎本体	排煙窓等の改修		
	鋼製建具		
	ＡＷ１～５　排煙窓の改修（ＢＯＸ交換、ワイヤー張替え）		
	ＡＤ１　職員玄関ドア　ドアクローザー（ＤＣ）交換		

案 内 図

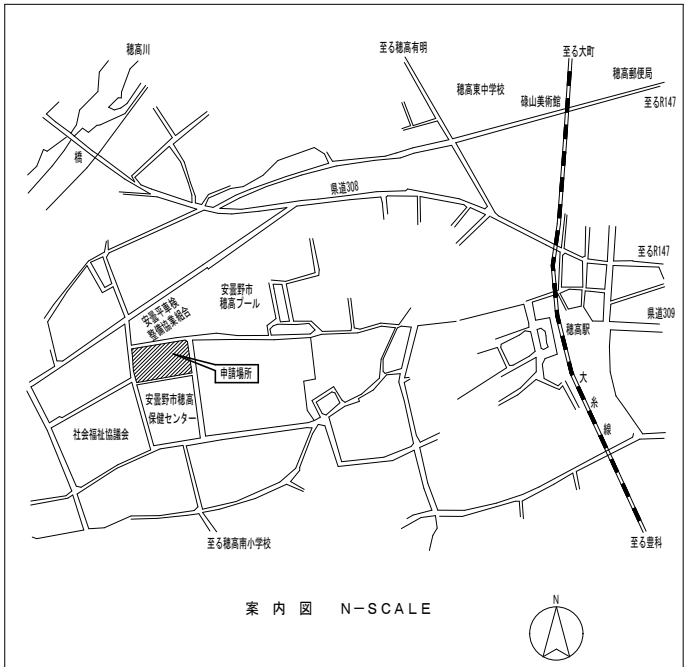

案 内 図　N－SCALE

N

		DRAW / CHECK / DATE	CONSTRUCTION NAME: 穂高認定こども園 排煙窓オペレーター更新工事	MAP NAME: 工事概要書 / SCALE: -	MAP NO.: A － 02

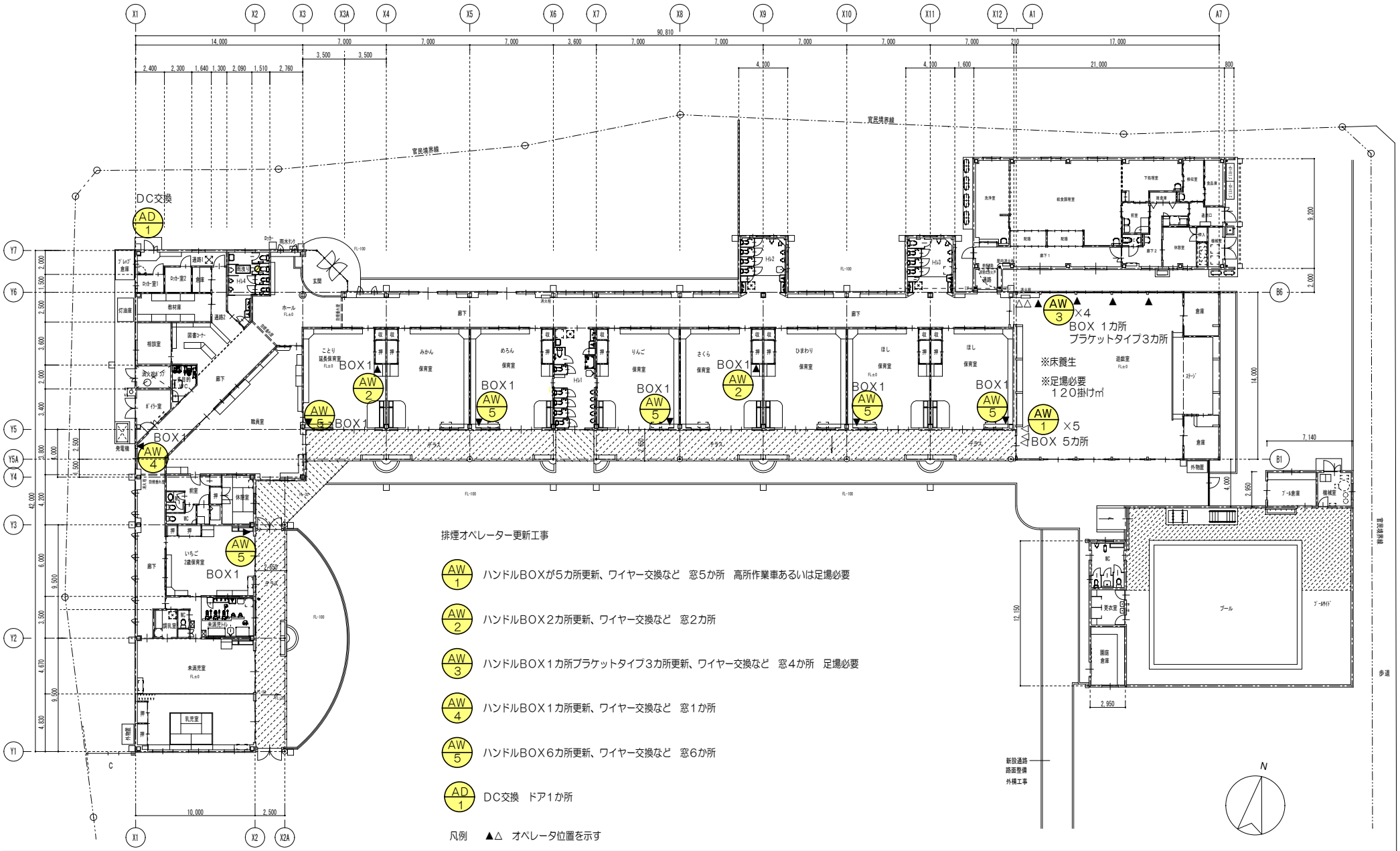

			DRAW / CHECK / DATE	CONSTRUCTION NAME: 穂高認定こども園 排煙窓オペレーター更新工事	MAP NAME: 平面図（建具リスト） SCALE: S=1/300	MAP NO.: A − 03

記号・数量	AW 1　遊戯室室上部　× 5	AW 2　園児室上部　× 2	AW 3　遊戯室　× 4
姿　図	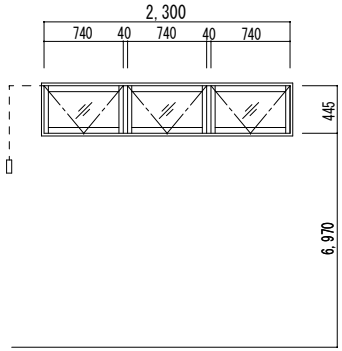 ハンドル BOXが5カ所更新、ワイヤー交換など　窓5か所 足場必要	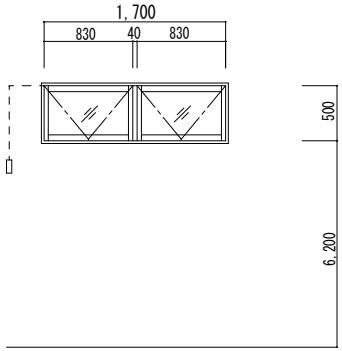 ハンドル BOX各2カ所更新、ワイヤー交換など　窓2カ所 昇降式作業台など配慮	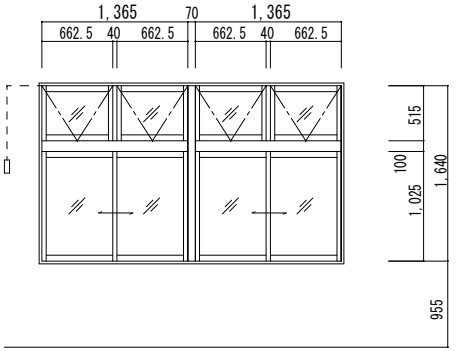 ハンドル BOXが1カ所更新ブラケットタイプ3カ所、ワイヤー交換など 足場必要
型式・仕上・見込	排煙用外倒し窓、　アルミ/シルバー　見込７０	排煙用外倒し窓、　アルミ/シルバー　見込７０	排煙用外倒し窓、　アルミ/シルバー　見込７０
ガラス	ペアガラス　ＦＬ３＋Ａ６＋型Ｆ４	ペアガラス　ＦＬ３＋Ａ６＋型Ｆ４	ペアガラス　ＦＬ３＋Ａ６＋型Ｆ４
金　物	オペレーター　丁番　水切　アルミアングル　アルミ３方枠　付属金物一式	オペレーター　丁番　水切　アルミアングル　アルミ３方枠　付属金物一式	オペレーター　丁番　水切　アルミアングル　アルミ３方枠　付属金物一式
備　考	オペレーターＢＯＸ及びワイヤー調整及び交換	オペレーターＢＯＸ及びワイヤー調整及び交換	オペレーターＢＯＸ及びワイヤー調整及び交換

記号・数量	AW 4　廊下　× 1	AW 5　園児室上部　× 5	AD 01　職員玄関　× 1
姿　図	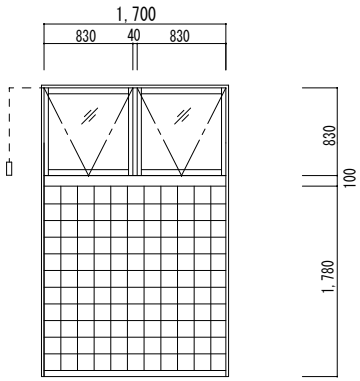 ハンドル BOX各1カ所更新、ワイヤー交換など　窓1か所	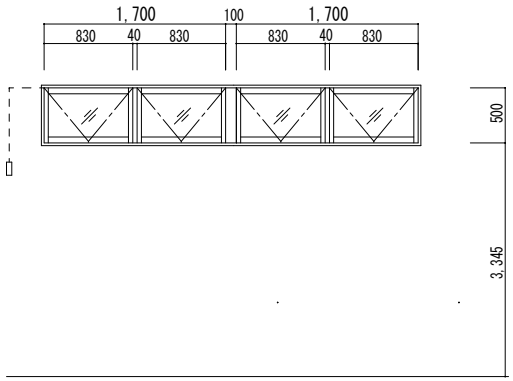 ハンドル BOX各1カ所更新、ワイヤー交換など　窓5か所　調整1か所	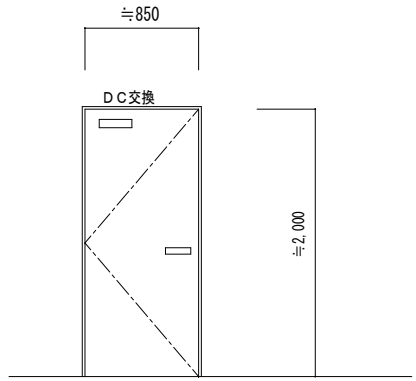 DC交換　ドア1か所
型式・仕上・見込	排煙用外倒し窓、　アルミ/シルバー　見込７０	排煙用外倒し窓、　アルミ/シルバー　見込７０	片開きドア、　アルミ/シルバー　見込７０
ガラス	ペアガラス　ＦＬ３＋Ａ６＋型Ｆ４　　ガラスブロック	ペアガラス　ＦＬ３＋Ａ６＋型Ｆ４	―
金　物	オペレーター　丁番　水切　アルミアングル　アルミ３方枠　付属金物一式	オペレーター　丁番　水切　アルミアングル　アルミ３方枠　付属金物一式	丁番　水切　アルミアングル　アルミ３方枠　付属金物一式
備　考	オペレーターＢＯＸ及びワイヤー調整及び交換	オペレーターＢＯＸ及びワイヤー調整及び交換	ＤＣ交換　ドア1か所　ＲＹＯＢＩ　Ｓ２０２Ｐ　同等

DRAW	CHECK	DATE	CONSTRUCTION NAME	MAP NAME	MAP NO.
			穂高認定こども園 排煙窓オペレーター更新工事	参考建具表 SCALE　S=1/50	A － 04